

## 手数料の見直し（案）

事務の名称	小型船舶関係事務
-------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
小型漁船総トン数測度手数料	3トン未満の漁船で実測を伴う場合		隻	14,000	<u>14,500</u>	500
	3トン以上5トン未満の漁船で実測を伴う場合	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	隻	19,000	<u>19,500</u>	500
		その他の場合	隻	14,000	<u>14,500</u>	500
	5トン以上20トン未満の漁船	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	隻	37,000	<u>38,000</u>	1,000
		その他の場合	隻	26,000	<u>27,000</u>	1,000